

○群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則
(平成十年十月十六日規則第七十八号)

改正

平成一五年 三月三十一日規則第一七号
平成一七年 三月 四日規則第一七号
平成二〇年一〇月二三日規則第七〇号
平成二一年一一月一七日規則第七八号
平成二四年 三月三〇日規則第一四号
平成二八年 三月二一日規則第一二号
令和三年 三月三十一日規則第一〇八号

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則をここに公布する。

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年群馬県条例第三十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請書等)

第二条 条例第二条第一項の申請書は、設立認証申請書（別記様式第一号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類には、それぞれ副本一通を添えなければならない。

(縦覧期間中の補正)

第三条 条例第三条第二項（条例第五条第二項及び第十条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の補正書は、補正書（別記様式第二号）とする。

2 条例第三条第二項の規定により前項の補正書に添付する書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類並びに法第二十六条第二項に規定する事業報告書等について補正を行う場合には、補正後の当該書類及び当該事業報告書等には、それぞれ副本一通を添えなければならない。

(設立登記完了の届出書)

第四条 特定非営利活動法人は、法第十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、設立登記完了届出書（別記様式第三号）に同項の書類を添えて知事に届出なければならない。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録には副本一通を、それぞれ添えなければならない。

(役員の変更等の届出)

第五条 特定非営利活動法人は、法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。以下この条、第七条第二項、第八条及び第九条において同じ。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、役員変更等届出書（別記様式第四号）に変更後の役員名簿を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本一通を添えなければならない。ただし、法第五十二条第一項の規定により非所轄法人が前項の届出書を提出する場合は、この限りでない。

3 法第二十三条第二項（法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における条例第二条第四項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款変更の認証申請書等)

第六条 条例第五条第一項の申請書は、定款変更認証申請書（別記様式第五号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動計算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イに掲げる書類及び事業報告書等には、それぞれ副本一通を添えなければならない。

（定款変更の届出）

第七条 条例第六条の届出書は、定款変更届出書（別記様式第六号）とする。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本一通を添えなければならない。ただし、法第五十二条第一項の規定により非所轄法人が前項の届出書を提出する場合は、この限りでない。

（定款の変更登記の完了に係る証明書の提出）

第八条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第七項（法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、定款の変更の登記完了提出書（別記様式第七号）に登記事項証明書及び変更後の定款（法第二十五条第三項の規定による認証を受けた場合に限る。）を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の提出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、変更後の定款には副本一通を添えなければならない。ただし、法第五十二条第一項の規定により非所轄法人が前項の提出書を提出する場合は、この限りでない。

（事業報告書等の提出）

第九条 特定非営利活動法人は、法第二十九条（法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、事業報告書等提出書（別記様式第八号）に法第二十八条第三項第一号に規定する事業報告書等を添えて提出しなければならない。

2 前項の提出書に添付する事業報告書等には、副本一通を添えなければならない。ただし、法第五十二条第一項の規定により非所轄法人が前項の提出書を提出する場合は、この限りでない。

（成功の不能による解散の認定申請書）

第十条 特定非営利活動法人は、法第三十一条第二項の認定を受けようとするときは、解散認定申請書（別記様式第九号）に同条第三項の書面を添えて知事に提出しなければならない。

（解散等の届出）

第十一条 清算人は、法第三十一条第四項の規定による届出をしようとするときは、解散届出書（別記様式第十号）に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

2 清算人は、法第三十一条の八の規定による届出をしようとするときは、清算人就任届出書（別記様式第十一号）に当該届出に係る清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

（残余財産の譲渡の認証申請）

第十二条 清算人は、法第三十二条第二項の認証を受けようとするときは、残余財産譲渡認証申請書（別記様式第十二号）を知事に提出しなければならない。

（清算終了の届出）

第十三条 清算人は、法第三十二条の三の規定による届出をしようとするときは、清算終了届出書（別記様式第十三号）に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

（合併の認証申請書等）

第十四条 条例第十条第一項の申請書は、合併認証申請書（別記様式第十四号）とする。

- 2 第二条第二項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。
(合併の場合の財産目録等の備置き等)
- 第十五条** 法第三十五条第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。
(合併の登記完了の届出書)
- 第十六条** 特定非営利活動法人は、法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、合併登記完了届出書(別記様式第十五号)に同項に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録には副本一通を、それぞれ添えなければならない。
(身分証明書)
- 第十七条** 法第四十一条第三項の職員の身分を示す証明書は、特定非営利活動法人検査員証(別記様式第十六号)とする。
(認定申請)
- 第十八条** 条例第十一条の申請書は、認定を受けるための申請書(別記様式第十七号)とする。
(有効期間の更新申請)
- 第十九条** 条例第十二条の申請書は、認定の有効期間の更新の申請書(別記様式第十八号)とする。
(定款の変更に関する書類の提出)
- 第二十条** 条例第十三条第二項(条例第十七条において準用する場合を含む。)の提出書は、定款変更の認証を受けた場合の提出書(別記様式第十九号)とする。
(代表者の氏名の変更の届出)
- 第二十一条** 認定特定非営利活動法人は、法第五十三条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、代表者変更届出書(別記様式第二十号)を知事に提出しなければならない。
(役員報酬規程等の提出)
- 第二十二条** 認定特定非営利活動法人は、条例第十四条第一項(条例第十七条において準用する場合を含む。)の規定による提出をしようとするときは、役員報酬規程等提出書(別記様式第二十一号)に法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第三号に掲げる書類については資産の譲渡等に係る事業の料金や条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を添えて提出しなければならない。ただし、法第五十四条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。
- 2 認定特定非営利活動法人は、条例第十四条第二項(条例第十七条において準用する場合を含む。)の規定による提出をしようとするときは、助成金の支給を行った場合の実績の提出書(別記様式第二十二号)に法第五十四条第三項の書類を添えて提出しなければならない。
- 3 前二項の提出書には、それぞれ副本一通を添えなければならない。
(特例認定の申請)
- 第二十三条** 条例第十六条の申請書は、特例認定を受けるための申請書(別記様式第二十四号)とする。
(合併の認定の申請)
- 第二十四条** 条例第十八条の申請書は、合併の認定を受けるための申請書(別記様式第二十五号)とする。
(情報通信の技術を利用する方法による手続を行う方法)
- 第二十五条** 条例第十九条に規定する規則で定める方法については、群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年群馬県

規則第五十一号) 第四条から第六条までの規定を準用する。

(電磁的記録による保存の方法)

第二十六条 条例第二十条第二項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

- 一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(電磁的記録による作成の方法)

第二十七条 条例第二十一条第二項に規定する規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第二十八条 条例第二十二条第二項に規定する規則で定める方法は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

(委任)

第二十九条 条例及びこの規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月三十一日規則第十七号)

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月四日規則第十七号)

- 1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則 (平成二十年十月二十三日規則第七十号)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年十一月十七日規則第七十八号)

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十日規則第十四号)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則 (平成二十九年三月二一日規則第一二号)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(次項において「改正前の規則」という。)の規程により提出されている申請書は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当規定により提出されているものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和三年三月三十一日規則第百九号）

- 1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。ただし、別記様式第一号の改正規定、別記様式第二号の改正規定（「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める部分を除く。）並びに別記様式第三号から別記様式第十五号まで、別記様式第十七号から別記様式二十二号まで、別記様式第二十四号及び別記様式第二十五号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行（前項ただし書に規定する改正規定にあつては、同項ただし書の規定による施行をいう。次項において同じ。）の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書等は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。